

徳島県情報公開審査会答申第111号

第1 審査会の結論

徳島県知事の決定は、妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 公文書公開請求

平成22年2月22日、異議申立人は、徳島県情報公開条例（平成13年徳島県条例第1号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、徳島県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「漁業組合に係る定期検査の検査書及び回答書（H19～現在まで）」の請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成22年4月22日、実施機関は、本件請求に係る公文書を「漁業組合に係る定期検査の検査書及び回答書（平成19年度以降）」と特定し、「個人に関する情報（条例第8条第1号）、法人等に関する情報（条例第8条第2号）及び事務又は事業の遂行に関する情報（条例第8条第4号）」の部分を非公開とする公文書部分公開決定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

3 異議申立て

平成22年5月18日、異議申立人は、本件処分を不服として、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づき、実施機関に対して異議申立てを行った。

4 諮問

平成22年6月24日、実施機関は、徳島県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該異議申立てにつき諮問（以下「本件事案」という。）を行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分はあきらかに違法であり速やかな開示を求める、というものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人から提出された異議申立書及び当審査会での口頭意見陳述における異議申立人の主張を要約すると、異議申立ての理由は、概ね次のとおりである。

- (1) 条例第12条第1項に基づき一部を除いて公開するとしたが、殆ど全面真黒。
- (2) 同じ検査資料でありながら、土地改良区では99%公開された。同じ検査であり、

本来、土地改良区及び漁業組合は適正且つ公平であることが必要である。土地改良区は、不明金とか指導文書とか、全部出ていたので分かったのだが、漁業組合については、全部真っ黒だったというのに対して、あまりにも隠すところが極端すぎる。漁業組合に関しては約10%くらいしか開示してないというのが、私の率直な意見である。

- (3) 近年土地改良区及び漁協組合の不適切な運営が司直により摘発され、国民の信用をなくしている。
- (4) 検査関係書類をなぜ隠すのかお聞きしたい。
- (5) 法治国家であり、資本主義国家であるから、自由競争が本来基本である。その中で、民間企業であったら、告発されたり、逮捕されている。普通の会社なら、決算時に、粉飾決算等、指摘される。漁業組合は、土地改良区も同じだが、一つも指摘されることがない。水産業協同組合法や土地改良法で保護されているのだが、それはおかしい。自由競争するのなら、企業や団体と同じ法の中で、競争すべきである。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関から提出された理由説明書及び当審査会での口頭による理由説明を要約すると、本件処分の理由については次のとおりである。

1 実施機関の決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を、平成19年度から平成21年度（本件請求日時点）までに、水産業協同組合法（以下「法」という。）第123条第4項の規定に基づき実施した検査の結果を取りまとめた被検査団体に交付した「検査書」及び被検査団体から提出された「検査回答書」（以下「本件対象公文書」という。）と特定し、本件対象公文書に記載されている事項中、条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当すると判断される情報を非公開とする本件処分を行った。

2 漁業協同組合に対する検査

(1) 漁業協同組合

漁業協同組合（以下「漁協」という。）は、その行う事業によってその組合員のために直接の奉仕をすることを目的とする法人であり（法第4条、第5条）、組合員の資格は、住所、漁業従事日数等により定められている。（法第18条）

漁協は、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給を行う「購買事業」、組合員の漁獲物等の運搬、加工、保管又は販売を行う「販売事業」、生命、医療、火災、自然災害等の「共済事業」その他の事業を行っており（法第11条）、これらの経済活動を行う上では、民間企業等の経済主体と競争的な地位にある。

法第11条第1項（事業の種類）は、次のとおりである。

ア 水産資源管理

水産資源の管理及び水産動植物の増殖（第1号）

イ 営漁指導

- 水産に関する経営及び技術の向上に関する指導（第2号）
- ウ 信用事業（貸付）
組合員の事業又は生活に必要な資金の貸付け（第3号）
- エ 信用事業（貯金）
組合員の貯金又は定期積金の受入れ（第4号）
- オ 購買事業
組合員の事業又は生活に必要な物資の供給（第5号）
- カ 利用事業
組合員の事業又は生活に必要な共同利用施設の設置（第6号）
- キ 販売事業
組合員の漁獲物その他の生産物の運搬、加工、保管又は販売（第7号）
- ク 共済事業
組合員の共済に関する事業（第11号）
など

(2) 漁協に対する検査

ア 検査権限のある行政庁は、法第123条第4項の規定に基づき、漁協の業務又は会計の状況について検査を実施しており、県域を越える漁協等については農林水産大臣が、県域以下の漁協については都道府県知事が検査している。

「検査書」は、検査対象となった漁協の経済事業その他の事業、組織運営、財務などについての問題点、改善を要する事項等を指摘し、当該漁協の役員に対して示す文書である。

「検査回答書」は、検査書の指摘事項に対する当該漁協の措置（方針）について、理事会を経て県に提出される文書である。

イ 漁協への定期検査は、基本的には毎年実施することになっているが、他の農林業団体との兼ね合いを見ながら、極力、年数があかないようにし、2、3年に一回実施している。

ウ 国においては協同組合検査基本要綱や協同組合検査実施要項を定め検査しており、その国の要項の中では、検査書の取扱いについて、「検査書は組合等の役員以外の者に対しては、みだりにその内容を漏洩してはならないものである。したがって、組合員、債権者、他の行政機関その他の者から検査書の提示又は内容の公表を求められた場合にも、法による組合等の監督権限を有する行政部局以外に対しては、これに応じる義務はないものである。」と記されている。

3 本件処分の理由等

(1) 条例第8条第1号、第2号及び第4号の該当性

ア 条例第8条第1号

検査書の「第3改善を要する事項」には、購買債務者、賦課金未納者、貸付金延滞者、契約の相手方等の氏名及び金額、脱退組合員の氏名等が記載されてい

る箇所がある。

氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報については、条例第8条第1号に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

イ 条例第8条第2号

検査書の「第2検査総評」、「第3改善を要する事項」及び「第4検査結果取りまとめ表」には、当該漁協の財務内容、組織管理、事業運営等にかかる問題点を記載しており、検査回答書の「検査指摘事項」欄には、検査書の「第3改善を要する事項」を項目ごとに記載している。

このような検査において指摘した事項が公になると、当該漁協の社会的評価に影響を与え、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第8条第2号に該当し、同条同号ただし書に該当しない。

また、検査回答書の「見解・措置方針」及び「措置予定時期」の欄は、検査書の指摘事項に対する当該漁協の見解、採った措置、今後の方針及びその時期等について記載しているが、検査回答書については、理事会を経て提出されているものの、漁協の意思決定機関である総会（総代会）は経ておらず、組合員の了解を得たものではない。

このような情報は、法人の内部限りにおいて管理し、開示する相手方を自ら限定する利益を有する情報（内部管理情報）として捉えられるものであり、当該法人の意思に関わらず公にすることは、当該法人の正当な利益を害するおそれがあると認められるので、条例第8条第2号に該当し、同条同号ただし書きに該当しない。

ウ 条例第8条第4号

法第123条第4項に基づく漁協に対する検査は、捜査機関による搜索及び差押えのような直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、検査の実施に当たっては、県と漁協との間の信頼関係のもと、資料の提出や事情聴取などについて、漁協の積極的な協力が不可欠である。

仮に県において検査結果が公開されることになれば、県と漁協との信頼関係が損なわれ、漁協が検査に対して非協力的、消極的な態度を取るようになることも予想され、その結果、検査事務に支障が生じるおそれがある。

また、検査員は、検査結果の公開によって漁協の社会的評価を低下させる影響の大きさを懸念し、検査書の作成に際して、率直な意見を表明することについて萎縮し消極的になることも予想され、検査事務の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがある。

これらのことから、検査の結果明らかとなった、当該漁協の事業運営、財務、組織運営等に関する情報は、条例第8条第4号に該当する。

- (2) 法第129条に罰則が定められているが、適用はまれで本県では例はない。実質的に、本県の漁協において、検査自体を拒むとか、罰則が適用されるほど悪質な検査妨害や検査忌避があるとは考えていないが、漁協との信頼関係が損なわれると、

組合の資料作成や書類提出に時間を要するなど効果的な検査が出来ないことが懸念される。

- (3) 「検査回答書」が、「検査」の指摘事項について、漁協として採った措置、今後の方針、当該時期等について、理事会を経て提出するものであるのに対し、「その他改善を要する事項」は、書類の記載誤りや不備、軽微な手続きの誤りなど、県の指摘に対して、漁協側も誤りを認めた上で改善する意向を有する事項で、理事会を経て回答を求める必要はないと判断されるものである。しかしながら、例えば経理関係書類の記載誤り、計算誤り等も含まれるため、これらの不適切な事案が対外的に公表されることは、当該漁協の社会的評価に悪影響を及ぼすと考えられる。

第5 審査会の判断

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 本件対象公文書について

- (1) 本件対象公文書は、上記「第4, 1」のとおり、実施機関が、法第123条第4項に基づき、平成19年度、平成20年度及び平成21年度に検査を実施し、その結果を取りまとめ被検査団体に交付した「検査書」及び被検査団体から提出された「検査回答書」であると認められる。
- (2) 平成19年度分は23組合等、平成20年度分は17組合等、平成21年度分は18組合等に係る「検査書」及び「検査回答書」である。
- (3) 本件対象公文書である当該「検査書」及び「検査回答書」に記載されている事項中、条例第8条第1号、第2号及び第4号に該当すると判断される情報について、実施機関において、非公開とする本件処分を行ったものである。

なお、「検査」は法第123条第4項の規定に基づき実施されるものであり、「検査書」及び「検査回答書」については、徳島県農業協同組合等検査規則第17条及び第18条に定められ、同規則第17条第1項では「検査員は、検査の結果、組合の業務又は会計について特に是正又は改善を要する事項があると認められるときは、当該事項を記載した検査書を作成し、知事に提出しなければならない。」とされ、同規則第18条第1項では「前条第2項の規定による検査書の交付を受けた組合は、その検査書で是正又は改善を求められた事項について理事会を開いて協議し、当該事項に係る見解又は今後とるべき措置若しくは方針を決定の上、所定の期日までに、その事項を記載した回答書を知事に提出しなければならない。」とされている。

また、「検査目的」は、「組合の業務又は会計が合法性、合目的性及び合理性をもって運営されているかどうかを的確に把握し、組合に対し適切な指導を行い、組合の健全な事業の運営を確保し、もって組合の健全な発達の促進に資することを目的として行うものとする。(同規則第2条)」とされ、「検査事項」としては、「組合の業務の運営に関する事項、組合の資産、負債及び資本並びに損益に関する事項、の全部又は一部を行うもの(同規則第3条)」とされているものである。

2 漁協等の性格について

漁協は、その行う事業によって組合員のために直接の奉仕をすることを目的とし、都道府県知事の認可を受け、設立の登記をすることによって成立する法人であり（法第4条、第5条、第63条、第64条、第67条）、組合員資格を有する者の漁協への加入及び脱退は自由である（法第18条、第25条、第26条）。

また、漁協は、営漁指導、経済事業（信用、購買、販売、利用、共済）及び漁業経営事業（法第11条、第17条）等があり、事業を行う上では、民間企業等と競争的な地位にある。

さらに、組合員及び組合の債権者に法令で定められた書類の閲覧請求権が認められること（法第31条の2、第33条の2、第39条、第40条、第50条の4）、農林水産大臣及び都道府県知事は、報告を徴し、検査することができること（法第122条、第123条）、法令等違反行為に対する措置命令、措置命令違反行為に対する役員改選命令、役員改選命令違反に対する役員解任をすることができること（法第124条）、漁協の解散命令ができること（法第124条の2）、検査への協力を罰則により強制していること（法第129条）においては、異議申立人の主張する土地改良区とほぼ同様であるものの、土地改良法にある公選制度（土地改良法第18条、第23条）、リコール制度（同法第24条、第29条の2）、賦課金の滞納処分（同法第39条）、行政不服審査法の適用（同法第46条）、賄賂の罪に関する規定（同法第140条、第141条）は、漁協に対してはないものである。

加えて、漁協は、法人税法上「協同組合等」に区分され、法人税、法人事業税において軽減税率が適用され、例えばその他法人住民税では普通法人の株式会社等と同様に課税されているのに対し、土地改良区は法人税法上「公共法人」に区分され法人税、法人事業税においても非課税とされている。

このような漁協の性格も踏まえ、以下本件処分の妥当性について、その検証を行うこととする。

3 本件処分の妥当性等について

(1) 条例第8条第1号、第2号及び第4号について

ア 条例第8条第1号について

本号は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの又は特定の個人を識別することができないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。ただし、次に掲げる情報（「イ」から「ハ」）を除く。」と定められている。

本号は、プライバシーの概念及びその範囲について、法的にも社会通念上も必ずしも確立したものでないことから、個人の権利利益の十分な保護を図るため、個人が識別できる情報は原則として非公開とする方式（個人識別型）を採用して

いる。ただし、当該非公開情報から除かれるべき情報として「イ 法令若しくは他の条例の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されているもの」、「ロ 人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められるもの」及び「ハ 公務員の職務遂行に関するもの」を、ただし書の中に列記したものである。

イ 条例第8条第2号について

本号は、「法人その他の団体に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。ただし、人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報を除く。」と定めている。

ここにいう「権利」とは、財産権など法的保護に値する権利一切をいい、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位をいう。さらに、「その他正当な利益」には、社会的信用等のほか、事業運営上のノウハウや内部管理に属する事項など、その取扱いについて社会通念上当該法人等又は事業を営む個人の自由が尊重されるものを広く含むものである。公にすることにより、権利利益を害するおそれがあると認められるものの例として、①生産技術上、販売上又は営業上のノウハウに関する情報など一般に競争の分野としてとらえられる情報で、公開することにより事業者の事業活動が害されるおそれのあるもの、②経営方針、財務管理、労務管理など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報で、当該事業者の意思にかかわらず公開することにより、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれのあるものなどが考えられる。

なお、「おそれ」の有無の判断に当たっては、それぞれの事業の性格、規模、事業内容等に留意しながら、当該情報を公開した場合に生ずる影響を個別的、客観的に検討し、慎重に判断しなければならない。

ウ 条例第8条第4号について

本号は、「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」と定めている。本号は、県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業の適正な遂行を担保する観点から、公にすることによってこれを阻害するおそれのある情報を非公開情報として定めたものである。

県をはじめとする行政機関等が行う事務又は事業は広範かつ多種多様であり、請求対象となった事務又は事業の性質上、公にすることによりその適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるものであれば、広く本号の対象になる。

また、「当該事務又は事業」には、同種の事務又は事業が反復される場合の将来の事務又は事業も含まれ、「適正な遂行に支障を及ぼすおそれ」の判断については、実施機関に広範な裁量権限を与える趣旨ではなく、当該事務又は事業の性質に照らし客観的に判断することが必要であり、「支障」の程度は名目的なもの

では足りず実質的なものが要求され、「おそれ」の程度も単なる抽象的な可能性では足りず、法的保護に値する蓋然性が要求される。

(2) 本件処分の妥当性について

ア 「検査書」について

「検査書」は、「表紙」、「検査書目次」、「第1 検査の要領」、「第2 検査総評」、「第3 改善を要する事項」及び「第4 検査結果取りまとめ表」の文書で構成される。実施機関は、本件処分において、「表紙」、「検査書目次」及び「第1 検査の要領」については全部公開、「第2 検査総評」及び「第4 検査結果取りまとめ表」については条例第8条第2号及び第4号の該当により部分公開、「第3 改善を要する事項」については条例8条第1号、第2号及び第4号の該当により部分公開としているものである。

(ア) 条例第8条第1号の該当性について

上記のとおり、条例第8条第1号該当として、実施機関が部分公開とした文書は、「第3 改善を要する事項」である。

当審査会においてインカメラにて見分し、当該「第3 改善を要する事項」には、実施機関が説明する、購買債務者、賦課金未納者、貸付金延滞者、契約の相手方等の氏名及び金額、脱退組合員の氏名等の情報を確認したところであり、これら氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報は、上記「(1)ア」のとおり、原則として非公開とする方式を採用していることから、条例第8条第1号に該当し、同条同号ただし書「イ」から「ハ」に該当しないものである。

したがって、実施機関が、当該情報について、条例第8条第1号に該当し非公開とした本件処分は妥当なものである。

(イ) 条例第8条第2号の該当性について

上記のとおり、条例第8条第2号該当として、実施機関が部分公開とした文書は「第2 検査総評」、「第3 改善を要する事項」及び「第4 検査結果取りまとめ表」である。

上記「1(3)」のとおり、都道府県が行う漁協に対する検査は、法令等に基づき検査が行われ、「検査事項」としては「組合の業務の運営に関する事項、組合の資産、負債及び資本並びに損益に関する事項」とされていることから、「検査書」の「第2 検査総評」、「第3 改善を要する事項」及び「第4 検査結果取りまとめ表」は、条例第8条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報」といえるものである。

また、上記「2」のとおり、漁協は、営漁指導、経済事業（信用、購買、販売、利用、共済）、漁業経営事業等を行っており、事業を行う上では民間企業と競争的な地位にあるものである。次に、当審査会がインカメラにて見分したところ、当該非公開部分は、実施機関の説明のとおり、漁協の財務内容、組織管理、事業運営等にかかる問題点について、「組織・制度」、「会計・経理」、「販

売」、「共済」、「貸付」等の項目毎に、問題点及び是正又は改善を要する事項の記載を確認したところである。

こういった漁協の問題点等の情報を公にすることは、民間企業との競争的な地位を害するおそれがないとは言えないことから、条例第8条第2号に規定する「公にすることにより、当該法人等の競争上の地位を害するおそれがあるもの」と認められるものである。

さらに、漁協の財務内容、組織管理、事業運営等にかかる問題点については、漁協の内部管理に属する事項であり、その取扱いについて社会通念上当該法人の自由が尊重されるべきものである。よって、財務管理など一般的に内部管理の分野としてとらえられる情報を当該事業者の意思にかかわらず公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあるものであることから、条例第8条第2号に規定する「公にすることにより、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」とも認められるものである。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号に規定される「当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められることから、条例第8条第2号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しないものであり、実施機関が、非公開とした本件処分は、妥当なものである。

(ウ) 条例第8条第4号の該当性について

上記「1(3)」のとおり、「検査書」は、「検査員は、検査の結果、組合の業務又は会計について特に是正又は改善を要する事項があると認められるときは、当該事項を記載した検査書を作成し、知事に提出しなければならない。」とされていることから、条例第8条第4号に規定する「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」と認められるものである。

次に、当審査会がインカメラにて見分したところ、実施機関の説明のとおり、「漁協に対する検査は、捜査機関による捜索及び差押えのような直接的、物理的な強制力の行使を伴うものではなく、検査の実施に当たっては、県と漁協との間の信頼関係のもと、資料の提出や事情聴取などについて、漁協の積極的な協力が不可欠である」との当該事務事業の性質は認められるものである。よって、漁協の財務内容、組織管理、事業運営にかかる問題点等の一般的に内部管理の分野としてとらえられる情報を漁協の意思に関わりなく公にすることは、漁協との間の信頼関係が損なわれ、漁協が検査に対して消極的な態度を取るようになることが予想されることも否定できないことから、検査事務に支障が生じるおそれが認められるものであるため、条例第8条第4号に規定する「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第4号に規定される「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」

にも該当し、実施機関が、非公開とした本件処分は妥当なものである。

イ 「検査回答書」について

「検査回答書」は、漁協の財務内容、組織管理、事業運営等にかかる問題点、改善を要する事項等に関する「検査指摘事項」、当該検査指摘事項に対する漁協の「見解・措置方針等」及び「措置予定時期」で構成され、実施機関は、非公開部分において、条例8条第1号、第2号及び第4号の該当により部分公開としているものである。

(ア) 条例第8条第1号の該当性について

当審査会がインカメラにて見分し、実施機関が説明する、購買債務者、賦課金未納者、貸付金延滞者、契約の相手方等の氏名及び金額、脱退組合員の氏名等の情報を確認したところであり、これら氏名その他の記述等により特定の個人を識別することができる情報は、上記「(1)ア」のとおり、原則として非公開とする方式を採用していることから、条例第8条第1号に該当し、同条同号ただし書に該当しないものである。

したがって、実施機関が、当該情報について、条例第8条第1号に該当し非公開とした本件処分は妥当なものである。

(イ) 条例第8条第2号の該当性について

a 「検査回答書」のうち「検査指摘事項」欄の情報

「検査回答書」のうち「検査指摘事項」欄の情報については、当審査会がインカメラにて見分したところ、「検査書」中の「第3 改善を要する事項」の情報と同内容のものが記載されているものであることから、上記「ア(イ)」と同様に、条例第8条第2号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しないと認められるものである。

したがって、実施機関が、当該情報について、条例第8条第2号に該当し非公開とした本件処分は妥当なものである。

b 「検査回答書」のうち「見解・措置方針等」及び「措置予定時期」欄の情報

「検査回答書」は、上記「1(3)」のとおり、「検査書の交付を受けた組合は、その検査書で是正又は改善を求められた事項について理事会を開いて協議し、当該事項に係る見解又は今後とるべき措置若しくは方針を決定の上、所定の期日までに、その事項を記載した回答書を知事に提出しなければならない。」とされていることから、「検査回答書」のうち「見解・措置方針等」及び「措置予定時期」(以下「措置(方針)」という。)欄の情報は、条例第8条第2号に規定する「法人その他の団体に関する情報」といえるものである。

次に、当審査会がインカメラにて見分し、当該非公開部分は、実施機関の説明のとおり、財務内容、組織管理、事業運営等に関わる検査書の指摘事項に対する措置(方針)の情報を確認したところ、これらは、漁協の内部管理

に属する事項であり、その取扱いについては社会通念上当該法人の自由が尊重されるべきものである。よって、措置（方針）など一般的に内部管理の分野としてとらえられる情報を当該事業者の意思にかかわらず公開することは、当該事業者の自律性への不当な侵害となるおそれがあるものであることから、条例第8条第2号に規定する「公にすることにより、その他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められるものである。

したがって、当該情報は、条例第8条第2号に規定される「当該法人のその他正当な利益を害するおそれがあるもの」と認められることから、条例第8条第2号本文に該当し、同条同号ただし書に該当しないものであり、実施機関が、非公開とした本件処分は、妥当なものである。

(ウ) 条例第8条第4号の該当性について

上記「1(3)」のとおり、「検査回答書」は、検査書の交付を受けた組合は、その検査書で是正又は改善を求められた事項を記載した回答書を知事に提出しなければならないとされていることから、条例第8条第4号に規定する「県の機関が行う事務又は事業に関する情報」と認められるものである。

次に、当審査会がインカメラにて見分したところ、「検査回答書」は、財務内容、組織管理、事業運営等に関わる実施機関が作成した検査書の指摘事項に対する漁協としての措置（方針）について、漁協自らが作成し理事会議決を経て実施機関に提出された、まさに経営方針など一般に内部管理の分野としてとらえられる情報であることから、実施機関の説明のとおり、「漁協に対する検査の実施に当たっては、県と漁協との間の信頼関係のもと、資料の提出や事情聴取などについて、漁協の積極的な協力が不可欠である」との当該事務事業の性質は認められるものである。よって、当該漁協が作成した内部管理に関する情報である措置（方針）について、当該漁協の意思に関わりなく公にすることは、当該漁協との間の信頼関係が損なわれ、漁協が検査に対して消極的な態度を取るようになることが予想されることも否定できないことから、検査事務に支障が生じるおそれが認められるものであるため、条例第8条第4号に規定する「公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」に該当するものと認められる。

したがって、当該情報は、条例第8条第4号に規定される「県の機関等が行う事務又は事業に関する情報であって、公にすることにより、当該事務又は事業の性質上、当該事務又は事業の適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるもの」にも該当し、実施機関が、非公開とした本件処分は妥当なものである。

4 異議申立人のその他の主張について

異議申立人は、その他主張するが、当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

当審査会は、本件事案を厳正かつ客観的に検討した結果、冒頭の「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

本件事案に係る当審査会の処理経過は、次のとおりである。

年 月 日	内 容
平成22年 6月24日	諮問
8月 2日	実施機関からの理由説明書を受理
10月14日	審議（第82回審査会）
11月22日	実施機関からの口頭理由説明，審議 （第83回審査会）
12月16日	異議申立人からの口頭意見陳述，審議 （第84回審査会）
平成23年 1月27日	審議（第85回審査会）
2月28日	審議（第86回審査会）
3月18日	審議（第87回審査会）